若洲ゴルフリンクス利用約款

この利用約款は、東京都海上公園条例、同条例施行規則、若洲海浜公園管理運営方針に基づき、若洲ゴルフ リンクスの管理運営の適正化を図ることを目的として定めるものです。

(本約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、本約款に従って利用し て下さい。

(利用者)

第2条 利用者は、東京都内に居住、または勤務されている方 です。

> プレー日当日は、都内在住、在勤を証明できるものを 提出していただくことがあります。

込は、都内在住、在勤以外の方でも利用できます。

(利用の申込)

- 第3条 当ゴルフ場を利用する場合は、次の各項に従って手続 きしていただきます。
 - 1 通常予約(1組)
 - ① キャディ付きプレー及びセルフプレー、スループレ 一、薄暮プレーの通常予約(1組予約)は、抽選受 付となります。プレー月の2か月前の15日10時 から末日24時の間で若洲ゴルフリンクスホームペ ージにて、応募を受け付けます。
 - ② 抽選の結果は、翌1日15時にアカウントにて登録 したメールアドレスへ通知します。
 - す。都内在住または在勤の代表者を登録いただき、 代表者は当日の参加者に限ります。
 - ④ 抽選用アカウントは、1人1個のみとします。
 - 2 コンペ予約 (複数組)
 - ① コンペの予約は、抽選受付となります。 プレー月の2か月前の1日10時から5日24時の 間で若洲ゴルフリンクスホームページにて、応募を 受け付けます。
 - ② 抽選の結果は、翌6日15時にグループアカウント にて登録した代表者1名のメールアドレスへ通知し ます。

- ③ 応募にはグループアカウントの登録が必要となりま す。都内在住または在勤の代表者2名様を登録いた だき、代表者2名様はコンペに参加いただく必要が あります。
- ④ グループアカウントは、1団体(グループ) 1個の みとします。
- ⑤ セルフプレー目は、コンペ受付をいたしません。

(予約人数)

- ただし、予約申込数が予定数に満たないときの補充申 第4条 前条の予約人数は、次の各項のとおりです。
 - 1 原則として1組4人若しくは3人とします。
 - 2 薄暮プレーのみ1組2人でも受付します。
 - 3 前条第2項のコンペについては、1パーティー当た り、平日は2組から10組、土・日・祝日は2組から 6組の範囲内で予約して下さい。
 - 4 プレー当日2人になってしまった場合は組み合わせ もしくは2バッグ追加料金での案内となります。
 - 5 前条第2項のコンペについては利用人数により組数 を調整します。
 - 6 予約は1人の予約者に対し、原則1日1件のみの予約 とします。

(同伴者登録)

③ 応募には抽選用アカウントの登録が必要となりま 第5条 利用の申込をした場合は以下の手順で同伴者の登録 を行ってください。

> 所定の期間内に、ファクシミリまたはインターネット を利用し、申込代表者氏名(フリガナ)及び連絡先の電 話番号、プレー日及びスタート時間、予約番号、同伴 者氏名(フリガナ)を明記し、当ゴルフ場まで送付して 下さい。氏名はフルネームで記入して下さい。

(同伴者変更)

第6条 第5条によりお申し込みいただいた方全員の同伴者 変更は、原則として出来ません。ただし、当ゴルフ場 が相当の理由があると判断できる時には、変更を認め る場合があります。

(個人情報に関して)

正な方法により行うと共に、利用目的を明確にし、必 要な範囲内で個人情報を収集します。ただし、利用目 的外となる場合であっても、法令の規定による警察署 (クローズ及びクローズ時における利用料金等) や裁判所からの問い合わせには対応します。

(予約の取り消し)

- 第8条 予約は、次の各項に該当する場合に自動的にキャンセ ル扱いとし、予約を取り消します。
 - 1 所定の期間内にメンバー登録をされない方。また、 予約者全員のメンバー変更も同様の取り扱いとなり
 - 2 第3条第2項のコンペについては、2組を下回った 場合は予約を取り消します。
 - 3 第4条第6項に定める予約人数および組数を上回る 予約を取った場合は、その予約を取り消します。

(利用料金等)

第9条 利用料金等は別表のとおりです。

なお、1月2日、同月3日、12月29日及び同月3 0日は祝日扱いとなります。

(乗用カートの利用)

第10条 キャディ付きプレー及びセルフプレーでは、乗用カ 第14条 プレー日当日は、利用(スタート)時間の30分前ま ートでのプレーとなります。

安全運行を遵守し、プレー目的以外の使用は、お断 りします。また、運転者およびその他の利用者は別 に定める乗用カート利用規則を遵守して下さい。

(休場日)

- 第11条 休場日は、次の各項で、一般の利用者は利用するこ とができません。ただし、必要に応じ臨時的に変更 することがあります。
 - 1 第3火曜日を除く毎週火曜日(火曜日が祝日に当た る場合は、その翌日)。
 - 2 1月1日及び12月31日。
 - 3 コース及び施設の改修工事や整備等のための臨時 休場日。
 - 4 当ゴルフ場の主催もしくは共催の催事(イベント)に よる臨時休場日。

ホームページ及びクラブハウス内の掲示をもっ て、事前にお知らせいたします。

(利用日の制限)

第7条 当ゴルフ場は、個人情報を収集する場合、適法かつ公 第12条 前条による休場日以外であっても、当ゴルフ場の催 事(イベント)等で、一般の利用者の利用の一部を制 限する場合があります。

- 第 13 条 当ゴルフ場のクローズ及びその場合における利用料 金等の取り扱いは、次の各項のとおりとします。
 - 1 クローズ
 - ① 台風・降雪等の天候、地震等の天災、火災、スト ライキ、疫病、暴動又は戦争行為などの不可抗力 により、プレー不能と当ゴルフ場が判断した場合。
 - ② 施設の故障等により、プレー不可能と当ゴルフ場 が判断した場合。
 - 2 利用料金等の取扱

プレー開始後に予測を越えた気象状況の急変等によ り、プレー涂中でクローズした場合の利用料金・キ ャディフィについては、前半の9ホール以内でプレ 一終了の場合は半額とします。

なお、クローズの場合の代替として、プレー目の振 替には応じられません。

(プレー当日の手続と利用契約の成立)

- でに来場の上、来場者カード及びオンライン版利用 者登録(事前登録)に以下の必要事項を記入後、フ ロント受付及び自動専用端末にて手続きを行って 下さい。
 - 1 住所
 - 2 氏名
 - 3 年齢
 - 4 電話番号
 - 5 暴力団等反社会的勢力の構成員ではないことの誓 約それにより、利用券を交付し、本ゴルフ場との利 用契約が成立するものとします。

(ラウンド)

第15条 プレーは1ラウンド制としますが、利用者数に余裕 がある場合は、1.5ラウンドも可能とします。

(クラブなどの確認)

なお、臨時休場日の期間等については、当ゴルフ場 第16条 利用者は自ら、クラブや所持品(衣類を含む)の確 認をスタート前とプレー終了後に行って下さい。

当ゴルフ場は、クラブの種類の相違、本数の不足も 任を負いません。

(エチケット、マナーの遵守と危険防止)

- 第 17 条 利用者は、エチケット、マナーを守り、ゴルフプレ ーに伴う事故を未然に防止するため、次の各項をお 守り下さい。
 - 1 先行する組の 20 ヤード以内への打ち込みや、隣接 ホールへの打ち込みは、特に危険です。プレーヤー は自分の飛距離、飛行方向について適切に判断し、 打球してください。
 - 2 アドレスしたプレーヤーの前に決して出ないで下 (利用の拒絶) さい。
 - 3 素振りは、周囲のプレーヤーやキャディ等に十分注 意をし、周囲の安全を確保した上で、適切な場所及 び方法で行ってください。
 - 4 プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち 入らないで下さい。
 - 5 ホールアウト後は、直ちにグリーンを去り、後続組 の打球に対し安全な場所を通り、次のホールにお進 み下さい。

プレーヤー間において発生した打球事故その他の 事故については、当事者間で解決していただくこ ととし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(喫煙の禁止)

第 18 条 当ゴルフ場施設内では、指定場所以外の喫煙を禁止 します。

(行為の禁止)

- 第 19 条 当ゴルフ場施設内では、次の事項を禁止します。
 - 1 賭博、その他風紀を乱す行為。
 - 2 物品販売、業としての写真撮影その他の営業行為。
 - 3 利用者以外のコース内及びクラブハウス等施設内 への立ち入り。
 - ただし、当ゴルフ場関係者、工事等関係者、その他 特別に許可した者を除きます。
 - 4 当ゴルフ場の管理運営に支障を及ぼす行為。また、 他人に迷惑を及ぼす、不快感を与える行為。
 - 5 必要以上の暫定球や複数球の使用は禁止とします。

(持込品の禁止)

- しくは毀損並びに所持品の紛失等について一切責 第20条 当ゴルフ場施設内では、次の各項の持ち込みを禁止 します。
 - 1 ペット等の動物。
 - 2 悪臭を放つもの。
 - 3 銃砲刀剣類。
 - 4 火薬、揮発油等、発火、爆発の恐れがあるもの。
 - 5 騒音を発するもの。
 - 6 その他、法令等により禁止されているもの、他の 利用者に対し危険を及ぼす、または迷惑となる恐 れがあるもの。

- 第21条 当ゴルフ場施設においては、次の各項の場合、利用 をお断りすることがあります。
 - 1 利用者がこの利用約款に従わなかった場合。
 - 2 予約の取消しを繰り返す、予約の取消しを行わずプ レー日に来場しないことを頻繁に行うなど、他の利 用を著しく阻害する恐れのある場合、または過去に 利用の継続をお断りした方で、今回もその恐れのあ る場合。
 - 3 偽名または他人名義で予約申込みを行った場合、オ ンライン版利用者登録及びプレー当日来場者カー ドに虚偽の記載をした場合。
 - 4 不正アクセスや不正に取得したアカウントで予約 申込みを行った場合。
 - 5 申込者、利用者、または、その同伴者のいずれかが 暴力団等反社会的勢力の社員および構成員、あるい は関係者であると認められた場合。

(違背の場合の責任)

第22条 利用者が、この利用約款に違反し、または、故意・ 過失によって、他の利用者、従業員及び施設等に損 害を与えた場合には、それによって生じた損害額を 負担していただきます。また、利用者自身が被害を 受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任 を負いません。

(雷鳴・地震等災害時)

第 23 条 雷鳴・地震等災害時には、直ちにプレーを中止し、 防雷小屋や安全と思われる場所に避難して下さい。 また、緊急放送等があった場合はその指示に従うと ともに当ゴルフ場の従業員の誘導に従って下さい。

(駐車場)

第 24 条 駐車場は、都立若洲海浜公園付帯施設の駐車場を利 用して下さい。

> なお、駐車場内における盗難・事故・損傷等につい て、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(酒類提供の禁止)

第25条 当ゴルフ場は、食堂・コース売店等当ゴルフ場内の 全ての施設において、運転者に対するアルコール類 の提供を一切お断りいたします。

(浴室及びロッカー)

第26条 ロッカーには金銭その他貴重品は入れないでくださ い。浴室での盗難、ロッカー収容品の盗難、紛失、 損傷等については、当ゴルフ場は一切責任を負いま せん。

> なお、ロッカーキーを紛失された場合は、実費相 当額を申し受けます。

(浴室利用の禁止)

- 第27条 浴室の利用については、次の各項該当者は利用をお 断りいたします。
 - 1 泥酔された方。
 - 2 入れ墨、タトゥーの入った方など、他の利用者に不 快感を与える方。
 - 3 疾病等で他人に伝染する恐れのある方。

(貴重品ロッカー)

- 第28条 貴重品ロッカーは、利用者が貴重品を保管するため 第30条 当ゴルフ場にゴルフバック等を送る際には、伝票備 に、一時的に当ゴルフ場が場所を提供するもので す。次の各項に従って利用して下さい。
 - 1 次のものは、貴重品ロッカーに収納できません。
 - ① 多額の金銭や、高価な貴金属及び有価証券等。
 - ② 不法物品、危険物及び腐敗、破損しやすいもの。
 - ③ セカンドバッグ等、ロッカーに入りきれない大き さのもの。
 - 2 第1項の収納できないものが入れられた事実が判 明した場合、または、その疑いがある場合、当ゴル フ場において確認のため解錠し、その結果に応じて (信義則) 場合があります。

- 3 次に該当する場合の損害について、当ゴルフ場は一 切責任を負いません。
 - ① 暗証番号の盗用による場合。
 - ② 利用者のロッカー誤使用による場合。
 - ③ 天災等、その他不可抗力による場合。
 - ④ 第1項の収納できないものを入れた場合。
 - ⑤ 当ゴルフ場の利用者以外の者が利用した場合。
 - ⑥ その他不可抗力等による当ゴルフ場の責めに帰 さない場合。
- 4 ロッカーに貴重品が入らない場合、または、利用者 の申請により、フロントにて貴重品を預かります。 お預かりする際に預かり証をお渡しします。引換え の際には必ず預かり証を持参してください。預かり 証の持参人に保管物を返却した後は、一切責任を負 いません。

(忘れ物の処理)

第 29 条 当ゴルフ場の忘れ物については、発見の日から6ヵ 月を限度としてお預かりします。忘れ物をした方 は、上記期間内に当ゴルフ場に来場し、本人確認等 所定の手続きを経て忘れ物を受領してください。な お6ヵ月を経過しても忘れ物を受領しなかった場合 は、その所有権を放棄したものとみなして、当該忘 れ物を廃棄処分などの処理をします。

(宅配便)

考欄に必ず正確なプレー日を記入して発送して下 さい

> また、その物品の受領、保管、発送等について当ゴ ルフ場は、単に宅配業者の指定する方式に基づいて 便宜を図るものであり、事故発生の際は一切の責任 を負いません。事故等により紛争が生じた場合は、 利用者は委託宅配業者との間で解決して下さい。 また、第13条により当ゴルフ場がクローズになっ た場合、配送料の請求等には応じられません。

保管・廃棄、または、その他の方法により処理する 第31条 本利用約款に定めのない事項には、信義誠実の原則 に従って解決するものとします。

(約款の変更等の周知)

第32条 社会環境・利用状況に応じて、利用方法、プレー方 法等の試行、変更あるいはこの利用約款の改廃等を 行う場合は、クラブハウス内への掲示等で事前にお 知らせいたします。

(その他)

第33条 この利用約款を運用するにあたっての必要な事項 については、別途定めます。

別 表 利用料金

	1ラウンド	キャディ付きプレー		セルフプレー		薄暮プレー	
		117411677		2,7,7,1		14/45/	
		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
	利用料金	9,000円	18,000 円	9,000円	18,000 円	4,500円	9,000円
	ゴルフ場	600円		600円		300 円	300 円
	利用税						
	キャディフィ	3, 090 円		_		_	_
	カートフィ	2,800 円		2,800 円		700円	700 円
	食事代	_		1,150円		_	_
	緑化協力金	50 円		50 円		_	_
	追加料金	3 バッグ	1,960円	3 バッグ	930 円		
		2 バッグ	5,890円	2 バッグ	4, 235 円		
	追加 0.5	キャディ付きプレー		セルフプレー			
	ラウンド	平日	土日祝日	平日	土日祝日		
	利用料金	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円		
-	キャディフィ	1, 545 円		_			
	カートフィ	1,400円		1,400円			
	追加料金	3 バッグ	980 円	3 バッグ	465 円		
		2 バッグ	2,945 円	2 バッグ	2,118円		

(附則)

本約款は、平成10年9月1日より施行します。 (附則)

本約款は、平成11年7月26日より施行します。 (附則)

本約款は、平成12年1月1日より施行します。

(附則)

本約款は、平成12年4月1日より施行します。 (附則)

本約款は、平成16年4月1日より施行します。 (附則)

本約款は、平成17年4月1日より施行します。 (附則)

本約款は、平成 18 年 4 月 1 日より施行します。 (附則)

本約款は、平成22年4月1日より施行します。 (附則)

本約款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。 (附則)

本約款は、平成27年2月1日より施行します。 (附則)

本約款は、平成28年5月6日より施行します。 (附則)

本約款は、平成30年7月2日より施行します。 (附則)

本約款は、令和元年 10 月 1 日より施行します。 (附則)

本約款は、令和2年4月1日より施行します。 (附則)

本約款は、令和2年8月26日より施行します。 (附則)

本約款は、令和4年3月1日より施行します。 (附則)

本約款は、令和5年4月1日より施行します。 (附則)

本約款は、令和5年5月1日より施行します。 (附則)

本約款は、令和5年7月1日より施行します。 (附則)

本約款は、令和5年10月15日より施行します。

⇒ 若洲ゴルフリンクス